

美郷プレミアム商品券 使用期限は12月31日まで!!

6月20日から販売されました「美郷プレミアム商品券」「多子世帯応援プレミアム商品券」の使用期限が迫っています。購入され、まだ手元にお持ちの方は、使用期限にご注意ください。

- 美郷プレミアム商品券
- 多子世帯応援プレミアム商品券

美郷町商工会登録取扱店で**12月31日(木)まで**使用できます。

- 美郷に泊まろう宿泊券

町内取扱登録宿泊施設で**平成28年2月29日(月)まで**使用できます。

※多子世帯応援プレミアム商品券未購入の方は、12月28日(月)午後4時まで美郷町商工会窓口にてお買い求めください。(購入資格証明書が必要です。)

問●町商工観光交流課 交流・商工班
☎0187(84)4909

税 務 課

12月28日(月)は町県民税・国民健康保険税、 1月4日(月)は後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないかご確認ください

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)	期別	納期限(口座振替日)
町県民税(普通徴収)	4期	12月28日(月)		
国民健康保険税(普通徴収)	6期	12月28日(月)	5期	11月30日(月)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	6期	1月4日(月)	5期	11月30日(月)
固定資産税			4期	11月30日(月)

■町税や各種使用料などの納付には口座振替が利用できます。

- ①町税 ②簡易水道料金 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥児童クラブ利用料 ⑦こども園利用料 ⑧学校給食費
- ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

口座振替を希望する方は
次の取り扱い金融機関でお申し込みください。

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している印鑑が必要です。

口座振替がとても便利です

口座振替 のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

総 務 課

美郷町鑓田コミュニティセンターの 管理人が変わりました

管理人の交代に伴い、12月1日(火)から使用申請書の提出先が変わりました。使用する日の3日前までに管理人へ使用申請書を提出するようご協力をお願いします。

新管理人

高橋 かがり さん(☎0187-84-3770)
美郷町鑓田字馬町114番地24

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

雪下ろし安全講習会を開催します

近年の豪雪により、雪おろし中の重傷事故、死亡事故が続発しています。雪下ろし中の事故防止を目的に、安全講習会を開催しますので、積極的にご参加ください。

日 時 ● 12月11日(金) 午後1時30分～

会 場 ● 美郷町南ふれあい館

内 容 ● 講話、安全作業実技講習

申込方法 ● 電話で下記へお申し込みください。

申込期限 ● 12月10日(木)

申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

福祉保健課

平成28年度美郷町早朝総合健診申込み調べを配布しています

各地区担当の健康づくり推進員が、来年4月から始まる「早朝総合健診の申込み調べ」を全戸に配布し、回収に伺っています。

職場や医療機関で受診される方も、必ず記入が必要となります。

町集団健診をご希望の場合は、「早朝総合健診の申込み調べ」に同封されている「健診日程表」より会場・日程を選び、回収日までに忘れずに推進員へお渡しください。

子宮がん検診無料クーポン券・医療機関受診用統一受診券 または乳がん検診無料クーポン券をお持ちの方へ

忘れていませんか？有効期限は12月28日(月)までになります。

子宮がん検診の無料クーポン券または医療機関受診用統一受診券をお持ちで、今年まだ検診を受けていない方は、早めに受診してください。

利用可能な医療機関については広報11月号25ページをご覧ください。

乳がん検診の無料クーポン券をお持ちの方は、下記日程で大曲厚生医療センターでまだ利用が可能です。

検 診 日 ● 月・水・木曜日の午後3時に受付（予約可）

問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

建設課

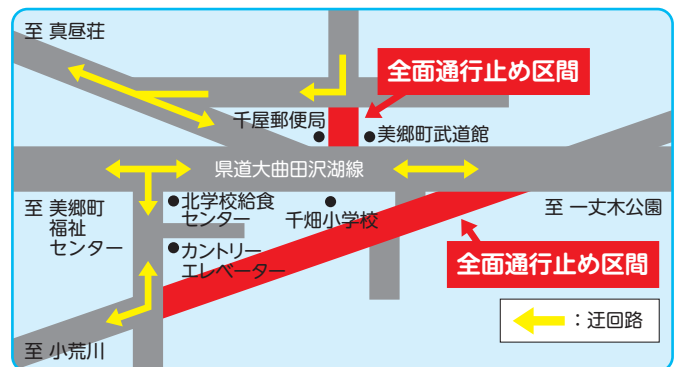
街路樹からの落雪が予想されます

松・杉並木通りの通行止めと迂回のお願ひ

冬期間、松・杉並木の街路樹からの落雪事故が発生していることから、落雪の恐れがなくなるまでの間、一部を全面通行止めにしますので、迂回して下さるようお願いいたします。ご不便をお掛けしますが、皆さまのご協力をお願いいたします。

【通行止め区間】 町道一丈木・小荒川1号線、
町道暁線

【通行止め期間】 平成28年3月下旬まで（予定）



問 通行止めに関する問い合わせ ● 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910
松・杉並木に関する問い合わせ ● 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111